

私は、社会民主党・県民連合を代表して、県政全般にわたる諸課題について質問し、知事、教育長の御見解をお聞きします。

質問の第 1 点目は、**県の財政運営**についてであります。

まず、**今年度の歳入確保**についてです。

政府は、当初 2011 年から世界経済が緩やかに回復すると想定し、「新成長戦略」の本格実施等を通じて、景気が持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むと見込み、その上で、緩やかなデフレは続くものの、2 年連続のプラス成長を予測していました。

しかし、3 月に東日本大震災が発生したことにより、経済見通しは大幅な修正を強いられ、8 月 12 日に明らかになった 2011 年度の政府経済見通しでは、実質 GDP 成長率を 1.5%とみていたものを、東日本大震災を受けて 0.5%増と大幅に下方修正されました。民間のシンクタンクも同様、それ以上の経済の落ち込みを予測しています。

そこで、震災等により経済状況が変化中、今年度の県税収入をどう見込んでいるのか、まずは、お伺いします。

次に、**来年度以降の財政運営**についてであります。

知事は、就任後一年間、トップセールスを有言実行し、活発に行動されており、その行動力に敬意を表したいと思います。

知事自らが、多くの県民をはじめ、企業、団体の意見をお聞きすることは大変重要な取り組みであり、県民も知事を大変身近に感じていることと思います。

一方で、政治家は、県民の期待に応えるため、少しでも県民の声を施策に反映させたいものでもあります。

知事も、県内の状況把握がなされる中で、多くの課題に直面し、その課題解決のために各種事業を展開したいと考えていることだと思います。

ただ、財源には限りがあり、知事の責任において、持続可能な財政運営を行っていくことも、同時に考えていかなければなりません。

知事就任時には、リーマンショックによる経済情勢の悪化から回復傾向にあった中、元気・安心・夢と希望あふれる香川づくりに向け、さあ、これからと言う時に、東日本大震災の発生、福島原子力発電所の事故、そして、米国はじめ世界経済の減速や急激な円高の進行など、就任当時と比べ、日本経済は、一層不透明となり、特に地方経済は、余段を許さない状況下ではないでしょうか。

来年度、政府は、東日本大震災からの復旧・復興関連の費用は別枠で管理することを前提としているものの、政策経費の 1 割削減、景気後退に伴う地方交付税の原資である国税 5 税の減収による交付税の減少など、来年度の県税収入も含め財源確保を厳しく見込まざるを得ないのではないかと考えます。

また、新中央病院建設の追加対策や豊島廃棄物処理事業の延長問題をはじめ、新たな県の財政負担を伴う出来事が起こっています。

私は、財政運営を考える上で大事なものは、平常時における前年度剰余金などは、財政調整基金や県債管理基金に積み立て、非常時に備えるとともに、身の丈にあった財政運営を心掛けなければならないと考えます。

過去に2回の財政再建対策に失敗している香川県としては、この不透明で先行きが読めない時代だからこそ、慎重な財政運営が求められると考えます。

昨年度策定した財政運営計画では、臨時財政対策債を除く一般会計、特別会計及び企業会計を含めた県債残高を毎年度減少させると具体的な目標を立て、持続可能な財政構造への転換を図ることとされております。

来年度以降、より一層の施策の選択と集中も求められると同時に既定の大規模事業計画の見直しも求められると思いますが、知事はどのような財政運営をなさるおつもりなのか、お伺いします。

大きく質問の第2点は、**地方分権の推進**についてであります。

まず、1点目は、**一括法関連**についてであります。

地方の「義務付け・枠付けの見直し」、「条例制定権の拡大」などを図る、第1次及び第2次一括法が成立し、今後は、それを受け地方自治体の具体的な条例改正等の取り組みが重要となってきます。

しかし、条例委任とされた基準の大部分は政省令を踏まえないと設定ができない構造になっている中、その政省令が現時点でほとんど示されておらず、実質的な検討が行えない状態になっています。

このままでは、パブリックコメントなど住民意見の募集、議会における審議、住民周知等の時間が十分にとれないことから、せっかくの法律の成果が施行期日までに活かしきれないおそれが強くなることを危惧します。

例えば、参酌すべき基準などは、水準を下げる方向にもできるし、より手厚い方向に施策を進めることも可能です。自治体で大いに議論をすることによって、その地域で一番妥当な水準が導き出されることが重要と考えます。

いずれにしても、法律が意図するように「地域の自主性及び自立性が高まる」かどうかは、どのような条例を、どのような過程を経て策定していくかということが大事であると考えます。特に、「施設・公物設置管理の基準」は、自治体ごとにその地域特性や地域の歴史を踏まえた基準を構想し、条例化することが求められます。

児童福祉施設の運営基準や道路構造の技術的基準など、知事は、この一括法の成立にあたって、どのような姿勢で条例化に向けた取り組みを行おうとしているのか、お伺いします。

次に、**地域自主戦略交付金**いわゆる**一括交付金**についてであります。

一括交付金化の最初の議論は、地方が自由に使える財源を増やし、地方の財政運営の裁量性を増やすことを目的としてつくる方向であったはずですが。

地域戦略会議の神野直彦氏の試案段階では、「一括交付金は、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、地域が『自己決定』できる財源としてデザインされなければならない」と明記し、委員の了解を得ていたにもかかわらず、閣議決定の段階で、「地域が『自己決定』できる財源として」という文言が削除されてしまったわけです。

また、制度設計の基本的考え方でも、省別の枠を維持できるようにされてしまい、様々

な箇所では省庁の関与が残る結果となったわけです。

これらの一連の修正によって、地域のことは地域で決める「地域主権」の原則から、大きく後退してしまい、大綱において地域主権の理念を掲げながら、制度設計の細部において、その理念が台無しにされていると言っても過言ではないでしょう。

ここにおいても、政治主導はなされず、官僚に負けてしまったのであります。

私は、一括交付金化が、借金につながる投資的経費の裏負担の解消、国の補助基準の撤廃による県単独の投資事業への適用など、地方の財政状況や地域性に応じた交付金になれば、大いに意義のある制度導入と考えていました。また、将来的には、地方交付税との統合による地方共有税の創設につながればと考えていました。

民主党が政権与党になる前に発表した「政策集 INDEX2009」においては「地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します」としていたわけですが、この視点はどこにいったのでしょうか。もう一度、原点に却って議論をしていただきたいものです。

いずれにしても、より一層地方の自由度・裁量性を高めるためには、本年の一括交付金の内容を検証し、来年度以降の都道府県分の改善と次年度に予定されている市町村分のスキームに意見反映させなければなりません。

そこで、本年度分について、「客観性に基づく指標による配分」がなされているのか、「自由な事業選択」ができたのか、「事務手続きは簡素化」されたのかの3点についてお伺いするとともに、国に具体的な改善点を示し強く要望すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、**国の出先機関改革**についてであります。

ハローワークについては、知事は、既に国に対して、

「しごとプラザ高松」(職業相談・職業紹介業務のみ実施)を移管し、県がハローワークと情報を共有し、県の施策と職業紹介とを相互に連携して一体的に実施。

プラザ運営の課題を検証しながら「高松ハローワーク」の県への移管を目指す。

雇用調整助成金等を受給している企業名や再就職援助計画提出企業名などを県が保有し、県が実施する経営支援、産業振興施策に活用

の3点について提案しており、私としては今後の国の動きに大いに期待していたところですが、実際は、提案してから半年を迎えようとしている中、国の動きがよくわからないのが現状であります。

現時点で、都道府県からの提案41に対して、早期実現に向けて厚生労働省と提案自治体が協議しているのは、5つの道県にとどまっているようで、その中に、本県の提案は含まれていないようであります。

この状況について、知事は、どのように受け止められておられるのか、折角の提案が置き去りにされないように、国にアクションを起こすべきではないかと考えますが、お伺いします。

また、提案に基づく受け皿づくりについて、国から返事がない中ではあります。地方の実力が試されるハローワークの移管について、庁内ではどのように準備が進められているのか合わせてお伺いします。

さらに、最近の、地域主権戦略会議では、関西広域連合、九州地方知事会の提案を受けた、広域的实施体制の議論が中心になってきているように思われます。

ただ、関西広域連合では、奈良県が参加していないことから、関西全体の出先機関の事務を丸ごと受けられない状況にあると懸念する声も上がっているなど、いろいろと課題はあるようであります。

ハローワークの移管については、一つの都道府県で完結する業務として、早くから議論がなされてきましたが、新たに広域連合という受け皿が加わることによって、これまでの都道府県への移管が後退してしまうのではないかと危惧しているところであります。

そこで、こういった広域連合による国の出先機関の受入について、知事は、どのようにお考えなのか、お伺いします。

大きな質問の第3点目は、**豊島廃棄物の処理**についてです。

豊島の廃棄物問題については、豊島住民をはじめ県民だれもが、2012年度末の全量処理を期待していたところでありますが、このたびの、2016年度までの処理期間の延長の発表は、誠に残念なことであります。

豊島問題については、県政の最重要課題として取り組まなければならないものであり、先ほども申しましたが、今後の財政運営に大きな影響を与えるものと危惧します。

県の発表によりますと、総事業費が、これまでの約330億円から、最大約467億円、約137億円の増加になるようであります。また、豊島廃棄物等処理事業は、産廃特措法に基づき国の支援があり、今回も最大98億円の支援を期待しているようで、県の負担増は39億円の見込みのようであります。

しかし、実質的な支援は、支援対象事業費の約48%の助成金約69億円であり、残りの国の支援は、起債つまり借金であります。起債は、元利償還金の50%が後年度交付税措置されますが、これまで何度も私は申し上げてきましたが、交付税の総額が抑制されれば、あまり意味をなさないものであります。国からの助成金が引き続き可能となっても、借金を含む県の負担は膨大なものであります。まして、国の財政支援がなければ、県財政は立ち行かなくなる可能性があります。

6月に、知事は、産廃特措法の延長などを国へ要望されておりますが、改めて今回の事態を踏まえ、どのように国に対して要望していくのか、特に財源のスキーム、国からの助成金、起債の特例について、強く要望を行うべきでありますが、お伺いします。

また、今回の処理期間の延長により、豊島住民や直島町、三菱マテリアルの協力も不可欠であります。どのように行っているのか、あわせてお伺いします。

大きな質問の第4点目は、**香川県大学生等奨学金制度**についてです。

本奨学金制度は、より多くの学生に奨学金制度の利用機会を提供する趣旨から、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（無利息）との併給はできないことになっております。そのことは当然であり、県費を投入して奨学金制度を設ける以上は、奨学金を受けられる学生が100名、これまでよりも純増しなければなりません。

両者の制度を比較すると、対象者も、貸付金額も、貸付期間も、返還期間も、ほとんど同じ制度と言えますが、県の制度の方が、大学卒業後、香川県内で就職すれば返還金の一

部免除を受けられるというメリットがあり、有利であります。

私が、危惧する点は、これまで日本学生支援機構の第一種奨学金制度を受けられる学生が、より有利な県の制度に置き換わるだけでは意味がないということです。

今回の県単独の奨学金制度の創設により、奨学金制度の全体の裾野が広がるのが重要で、そうでなければ、全くの県費の無駄遣いになってしまいます。

そこで、現在、高等学校等において制度の周知が行われていることと思いますが、指摘した点も踏まえ、どのように学生や保護者に奨学金制度の説明をし、制度の有効活用を図ろうとしていくのか、教育長にお伺いします。

大きく質問の5点目は、**高齢者福祉**についてであります。

質問の第一は、**介護サービスの基盤づくり**についてであります。

まず、特養の入所待機者は、2008年3月段階では、563人の待機者がいましたが、直近では、どれくらいの待機者がおられるのかお伺いします。

本県の要介護等の認定者数をみると、2010年度で重度と言われる要介護4以上が10,625人、要介護度3以上でみると、17,342人もいます。

一方、特別養護老人ホームの整備状況は、4,503床、介護専用型特定施設の整備状況は、176床で、合わせて4,679床であり、重度と言われる要介護4以上の人の44%しか利用できていません。

特養でも、要介護3の方も入居されていると思いますので、実質、重度の方の多くが、特養に入居できていないと推察されます。

中には在宅の方もおられると思いますが、実態として、要介護4や5の高齢者を、在宅で家族が看るのは限界があり、長続きしないのが現状だと考えます。

さらに、介護老人保健施設(老健)の3,693床も、重度の方々の多くが入所していると推測され、「老健」を、特養へ入所するまでの「つなぎ」として、別名「第二特養」と呼んでいる人もいるくらいです。

「特養への入所が真に必要」な人は、入所申込者の1割と厚生労働省が述べていますが、本来の老健の役割を果たせていない現状に目をつぶっている厚生労働省の報告は、単に介護報酬を抑制させるために、無理に在宅に持っていこうという姿勢が見え隠れします。

市町が介護保険料の値上がりを気にして、介護保険事業計画で施設整備に躊躇している傾向があるとも聞きますが、現在、第5期の高齢者保健福祉計画を策定中ではありますが、このような現状を踏まえて、どのように特養の整備を進めて行こうとしているのか、また、国に対して、特養の入所待機者の実態を強く訴えることが必要と考えますが、併せてお伺いします。

二つ目は、**介護職員の処遇改善**についてであります。

2009年10月からスタートした介護職員処遇改善交付金は、月1人当たり14,139円の改善が図られ、介護職員の人材確保、処遇改善のために、一歩前進したと考えます。

しかし、交付金は、2年半という時限のため、賃金アップではなく、一時金で対応した事業所が多いことが、さらに、2008年度から続いた介護職員の離職率の改善が止まり、逆に、離職率が前年度比0.8%増えたことが、財団法人 介護労働安定センターの調査

結果で明らかになりました。

2012年4月からは、介護報酬で確保されるとも言われておりますが、2009年度の介護報酬3%アップの改定に伴う処遇改善では、全国平均8,790円、交付金とは、実に1.6倍の差があるわけです。

一方、今回の交付金を介護報酬に置き換えると2%に相当するそうで、介護職員の処遇改善を介護報酬で対応するより、処遇改善交付金という形で対応する方が少ないお金で、より大きな効果が出ているわけです。

そこで、知事は、すでに国に対して要望していますが、全国知事会と連携するなど、交付金の継続を、もっと強く要望すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

三つ目は、地域における一人暮らしの高齢者や介護を要しない高齢者の居場所づくりについてであります。

独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯では、心身の衰えに伴い外出の機会が減少すると、家に閉じこもりがちになり、精神的にも肉体的にも弱ってしまい、要介護の状態に陥りやすくなってしまいます。

いつまでも楽しみと生きがいを持ちつつ、元気で暮らせるためには、日常的な出会いをつくる場を意識的に創っていくことが大変重要であります。

近年、地域の中で誰かと話したくても話す機会のない高齢者が増えてきています。

また、地域の御世話役の民生委員のなり手も不足しています。

私は、現在ある空家を利用したサービスや小規模多機能型施設などに付随して、近所の一人暮らしの高齢者や介護を要しない高齢者が気軽に集まってきて、お茶を飲んだり、お話ができたたり、元気な人は施設のボランティアができるサロンのような部屋を作れば、小さな地域単位での居場所づくりができると考えています。

新たな施設をつくるのではなく、常に誰かが常駐している既存の施設の利用拡大をはかれば、それほど費用負担が伴うこともないと考えます。

知事は、新たな取り組みとして、高齢者の居場所づくりを重点課題として検討していくべきと考えますが、御所見をお伺いします。

質問の第6点目は、**再生可能エネルギー導入促進に向けた基本姿勢**についてであります。

原発事故は、手のつけようのない放射能汚染が広がり、海水や大気、土壌などを汚染し、多くの人々から家や家族、職を奪い、地域社会の崩壊を生み出しています。

人間が自ら作ったものによって、生きていくための全てのものを崩壊させる、まさに、原発の事故は、人災です。

高レベル放射性廃棄物は、50年間ほど冷却した後で、深い地層の中に埋めて300年間管理し、1000年間は環境から隔離する必要があり、1万年後にやっと安全になる計算です。

核廃棄物の処分問題等は何も解決せず、何も生み出さない「閉鎖」された原発を、私たちや、私たちの子供、孫、そしてその子供の時代よりも、もっともっと先まで、ただ管理していかなければなりません。

日本社会は岐路に立っています。目先の経済的利益だけでなく、未来の世代への責任を考えなければなりません。

佐藤前福島県知事は、「廃炉になった原子力発電所、使用済核燃料も含め、高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題はまだ解決していない。トイレがない場所で、それを知りながら延々と飲み食い続けているようなもの」であると表現されています。

今こそ、次世代のために再生可能エネルギーに舵を切り、原子力に依存しない社会、脱原発を目指さなければなりません。安全な再生可能エネルギーにシフトするのか、危険な原子力を存続するのか。それを決めるのは私たちの責任です。今、まさに問われています。

そのような中、先の国会で、再生可能エネルギー法が成立しました。この法律は、送電・発電の分離と電力自由化まで踏み込んでおらず、不十分な面を多分に抱えたものですが、現状を動かしていくという点では一歩前進したと考えています。

県においても、新たな総合計画、環境基本計画においても再生可能エネルギーの導入促進を掲げ、今後、取組みが進められていくようであります。

再生可能エネルギーの導入促進は、環境配慮への影響はもちろんのこと、エネルギー関連産業は、経済の1割を占める最大の産業分野であり、中でも再生可能エネルギーは内需を拡大する可能性を多分に秘めていると言われてしています。

多くの地方自治体の支援や大手企業のメガソーラー事業への参入が進み、スマートグリッドの整備が進めば、地域に新しい雇用が生まれ、関連産業への波及効果も十分考えられます。

県は、再生可能エネルギー導入促進を地球温暖化対策推進の一環と位置づけておりますが、私は、産業振興や雇用の創出などの経済対策の観点、さらには、6月県議会で我が会派の砂川議員の代表質問の知事答弁にもありましたが「安全・安心の確保」の観点も当然に含まれるものと考えおり、今後、全庁をあげて取り組んでいくべきと考えます。

そこで、再生可能エネルギー法の成立を契機に、今後、益々、各自治体において再生可能エネルギー導入の取組みが進められていくのではないかと考えますが、知事の再生可能エネルギー導入促進の意気込みをお伺いします。

次に、再生可能エネルギー導入促進に向けた本県の具体的な取組みについてです。

環境省がまとめた「平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル(潜在的力)調査」によれば、太陽光の導入可能量は1億4929万kW、風力が18億5556万kW、中小水力1444万kW、地熱1420万kWに及びます。

また、太陽光発電協会の中長期ビジョンでは、住宅系太陽光発電の導入量を2020年までに530万戸で2,000万kW、2030年までに1,170万戸で4,000万kWと想定し、非住宅系太陽光発電における最大導入ポテンシャル約1億4,900万kWに対して13~27%程度を占めるレベルに達しており、住宅系太陽光発電の普及も重要な役割を担っています。

現在の全国の発電設備容量が2億397万kWですので、日本の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを考えれば、自然エネルギー100%が十分あり得ることがいえます。

もちろん可能であることと実際に導入されることは別ですが、全量固定価格買取制度と技術開発によるコスト削減があった場合、合計4億9651万kWの普及、さらに補助金が加われば16億4058万kWの普及があり得ると試算されています。

また、千葉大学とNPO法人環境エネルギー政策研究所が発表した2010年版都道府県別の再生可能エネルギー供給状況を見ると、本県の再生可能エネルギー供給量は全国46

位と下から 2 番目であり、自給率でも 37 位、供給密度でも 30 位と下位グループとなっております。このことから、本県はもっと再生可能エネルギーの掘り起こしに力を注がなければならないと考えています。

先の環境省の調査には、都道府県別の導入ポテンシャル（潜在的力）の分析がなされており、本県は、何といても太陽光発電の導入ポテンシャルが一番大きかったわけです。

そこで、**太陽光発電の導入促進の拡充**についてお伺いします。

本県は、公共系建築物 19 万 kW、工場・物流施設 29 万 kW、低未利用地 29 万 kW、そして耕作放棄地 247 万 kW、合計 324 万 kW の発電容量が可能と報告されています。

これには、住宅用太陽光発電は含まれていませんが、この中では、まず最初に、自治体として取り組むべきは、公共系建築物への導入ではないでしょうか。

また、工場や物流施設への導入も促進し、税制上の優遇措置などが必要と考えますが、低未利用地や耕作放棄地への導入の検討も進めるべきです。

本県の太陽光発電の導入ポテンシャルを踏まえ、今後、税財政支援を含め、住宅用太陽光発電の促進にとどまらず、積極的に太陽光発電の導入を推進していくべきと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、**小水力発電、マイクロ水力発電**についてであります。

本県は、河川や農業用水路などでの小水力発電の導入ポテンシャルは、極めて少ない状況であります。

そこで、既存のダムの放水口などへの発電設備の設置、また、河川部以外の小水力発電の導入可能性のある領域として、上下水道および工業用水道の発電が考えられます。

上水道施設に小水力発電を導入している川崎市では、取水口から配水池に入るまでの送水施設における未利用落差を活用して発電を行っています。

また、沼田市の浄水場においても小水力発電を稼働しています。

さらに、伊勢崎市の下水処理場である伊勢崎浄化センターでは、下水処理水の水路の落差を用いたマイクロ水力発電を稼働しています。川崎市でも、下水道に小水力発電の導入を計画しています。

県レベルでは、神奈川県が、工業用水で、小水力発電を運営しているほか、群馬県においても、浄水場の浄水池から調整池に至る間の送水管の有休落差を利用して発電を行っています。

小水力・マイクロ水力発電は、発電効率ももっとも高く、発電コストも安いと言われていています。本県も県内の浄水場や下水道処理施設、香川用水などに小水力の発電設備を設置できないか、検討し、各地域における再生可能エネルギーの掘り起こしをする必要があると考えますが、御所見をお伺いします。

質問の第 7 点目は、**民間住宅の耐震対策**についてであります。

浜田知事が、本年度の予算において、耐震診断で 1000 件分、耐震改修で 200 件分の補助金を計上し、民間住宅の耐震化に向け取り組みを開始したことは大いに評価しております。

しかし、その補助制度も、8 月末現在で、耐震診断補助申請件数が 91 件、耐震改修補助申請件数が 20 件にとどまっていることは、残念であります。

制度が開始されたばかりで、これからが本番というところだと思いますが、単に時間が経過すれば、制度が活用促進されるわけではありません。

早くから実施している自治体においても、従来の取組み・手法だけでは耐震化の進捗が頭打ちになっているところもあるようです。

そのような中、大阪府が、本年3月に報告した「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン中間検証報告書」の中で、本県の参考となるような、アンケート結果が報告されておりました。

報告書によると、耐震化のきっかけについて、補助金受給者アンケートから、「府・市の広報誌・パンフレットによる啓発に一定の効果がある」とされ、また、地域での説明会・申請受付会の開催が効果があると報告されています。

さらに、先進県である静岡県である診断実施者のアンケートから、地元への個別訪問（ローラ作戦）の効果が高いことが報告されています。

次に、耐震改修を検討する際の問題点では、補助金受給者アンケートから、お金がかかる90%、施工業者の選定60%、工事内容や価格が適正か判断できない38%、

施工業者に良いイメージがない20%といった結果が報告されており、補助額のアップを求める声は別にして、事業者や工法、価格等の信頼性を住民は心配していることが伺え、診断事業者の選定方法については、行政の紹介65%、行政の相談窓口・アドバイザーの紹介26%、知人等の紹介13%、行政のセミナーの説明業者12%といった結果となり、行政の何らかのなかだちやアドバイスがなければ、住民自らが、どの業者を選んでよいか、わからない状況であることが報告されています。

また、事業者アンケートからは、「どのような状況であれば、耐震化を進めやすいか」という問いに対して、内容・費用の標準化26%、事業者の技術力向上18%、業界の信頼性向上15%、事業者の評価・認定10%というもので、いわゆる事業者の技術力向上・業界の信頼性の向上が必要という分析結果がだされ、診断設計改修がスムーズに流れる、いわゆる診断と設計のパッケージ化が必要であるという分析結果も報告されています。

私は、地域性や住民意識の違いがあることから、この大阪の検証結果を鵜呑みする必要はないと思いますが、住宅の耐震診断・改修を促進するための新たな取組みや手法のヒントが隠されていると考えます。

住宅の耐震化をスピードアップするためには、

福祉・環境・防災・まちづくりなど、地域のさまざまな団体と連携してきめ細かな説明会を取り組む

その取組みに、県・市町だけでなく、住まいに係わる事業者、建築の専門家など、さまざまな担い手が力をあわせて取り組む

行政が、診断講習を受講しているなどの基準を設けて、業者の登録制度を作り、業者名の公表など、住民に信頼感を与えられるような取組みを実施する

などの視点が必要と考えますが、知事の今後の民間住宅の耐震化の取組みについてのお考えをお聞かせください。

質問の第8点目は、**新中央病院の追加防災対策の財政措置**についてであります。

新中央病院の整備場所の問題は色々な議論がある中で、知事が朝日町での工事継続を明言され、県民の理解を得る努力をすると強い決意を示されましたので、この場でこの議論を蒸し返すつもりはありません。

しかし、今議会に提案されている病院敷地内の追加防災対策の財源措置について疑問を抱かざるを得ません。

それは、3年間で、11億円という予算措置を県立病院事業会計の企業債で賄うということであります。

企業債の償還については、一般会計から元利償還の2分の1の繰り入れしかなく、残りの2分の1は、県立病院事業会計の負担となるわけであります。

通常の病院の建設改良に伴うものであれば、総務省の繰り出し基準通知で理解出来るわけですが、今回の場合は、特別な対策であります。

知事は、これらの追加対策は、「現段階で考えられる限りの対策。そこまでやる必要があるのかというところまで踏み込んだ」と述べられています。

他の議員からも、「これまでの対策でも十分なのに、なぜ追加対策が必要なのか」という意見もありました。

私は、災害時に拠点病院としての機能を維持させるための県の特別な防災対策であり、知事の政治的判断に基づいてなされた追加対策ですから、この財政負担を通常の診療収入で負担させることには納得がいかないものであります。

当面、企業債で賄うことは仕方ないとしても、後年度の元利償還に対して、この追加対策の病院負担分については、県の一般会計で支援をすべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

質問の第9点目は、**水道事業の広域化**についてです。

県内の多くの水道施設は、稼働後、既に40年から50年以上経過し、その多くが更新時期を迎えています。また、人口減少による給水量の減少に伴う収益の減少や水道職員の大量定年退職による技術力の確保の問題、さらには、湧水対応などでの水の融通問題など、様々な課題を抱えています。これらの課題を各市町の単独水道事業者で対応するには限界があると考えます。将来にわたって持続的に安全で良質な水道水を安定的に供給できるようにしていくため、県内水道事業の統合・広域化について基本的に避けて通れない課題だと考えます。

このような中、香川県水道広域化専門委員会は、本年3月に「香川県内水道のあるべき姿に向けて」の提言書を知事に提出し、これを受け県は、8月2日に香川県水道広域化協議会が設置され、第1回目の協議が行われました。協議会の検討項目は、広域化の基本方針や運営母体の基本構想などを策定することを決められたとのことです。

専門委員会の提言書では、「県内水道の広域化は、災害・事故発生時の対応や住民サービスの公平性などの観点から、離島も含めた県内全域を対象とした広域化が望ましく、広域化の形態は、上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業を統合した『県内1水道』が望ましいという方向性が見出された」と提言されています。

ただ、この提言書で、ひとつ危惧する点があります。

あるべき姿に基づいた運営形態による比較検討の項目の中で、統合時の運営母体となる組織について、市町及び県、市町、県の3パターンについて、「事業の移譲」「資産・職員の移管」「料金などの意思決定」について比較検討が行われています。

検討結果として、直接住民と接する市町の意見が反映しやすい、末端給水と用水供給の両方のノウハウがあること、市町の自己水源や香川用水についての両方に調整が可能であることなどから、市町と県での運営母体設置が最良であるとされています。

私も、明らかに「市町」だけで運営母体を作るのは、現在香川用水の水を市町に供給している県が参加しないのは、非現実的だと思います。残された、「市町+県」と「県」の案のうち、専門委員会は、「市町+県」で企業団をつくるのが望ましいと報告されています。

確かに、水道法第6条の2項で、「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合限り、水道事業を営むことができるものとする。」と規定されています。

この条項は、水道事業というものは、住民生活を支えるライフラインであり、住民に最も身近な基礎自治体である市町が行うことが望ましいということではありますが、企業団という新しい組織を作った場合に、それをチェックする議会機能はどうなるのか、市町と県の寄せ集めの執行機関の運営で、住民に対する水道事業に対する最終責任者の存在が不明確にならないのか、大きな疑問を感じるところであります。

私は、県内1水道を目指すなら、水道事業に対する最終責任者は寄せ集めの代表ではなく、責任の所在を明確にするため、一つの組織である「県」が代表者となり運営すべきと考えます。

私が危惧する点は、まず、企業団の性格として、一部事務組合であれば、執行部、議会ともに、間接的に選出されたもの同士の議論や運営になり、住民から遠い存在となってしまうのではないかということです。

広域連合であれば、議会の議員及び執行機関の選出については、直接公選でできますが、現在ある全国の広域連合で、直接公選で選ばれている組織はひとつもなく、結局は、間接的に選出され、一部事務組合と同様のものになってしまうと考えています。

私は、一部事務組合、広域連合の組織論だけでなく、今後の水需給の見通しや水資源の確保の観点からも、県が、管理運営事業とあわせて、県全体の総合水資源対策の企画、総合調整を一体的に行うことが望ましいと考えますが、知事は、水道事業の広域化の運営母体について、どのような姿勢で臨むのか、お伺いします。